

子育て

令和2年4月28日以降に生まれたお子さんが対象 「赤ちゃん子育て支援給付金」を支給します

出産後の経済的支援および子どもの健やかな成長を応援するため、独自の支援として、国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれたお子さんを対象に給付金を支給します。

対象 令和2年4月28日から令和3年3月31日
までに生まれたお子さん

申請方法 対象のお子さんの保護者あてに、申請書などを郵送します。必要書類を添付して、同封の返信用封筒で郵送してください。

給付額 対象のお子さん1人につき5万円

支給方法 審査後、指定の口座に振り込みます。

問 生活福祉課総務係 ☎364-1131

子育て

赤ちゃん子育て支援給付金対象者に 「赤ちゃんと一緒に避難応援パック」をお届けします

赤ちゃん子育て支援給付金の対象になるお子さんの保護者に、災害時の避難グッズが入った避難応援パックを配布します。詳細は、決まり次第お知らせします。

対象 令和2年4月28日から令和3年3月31日
までに生まれたお子さん

内容 赤ちゃんを守るための避難グッズの詰め合わせバッグ一式

問 政策課企画係 ☎355-5631

高齢者

ひとり暮らしの高齢の方に 「高齢者応援パック」をお届けします

外出自粛などで健康状態の低下や人と触れ合う機会の減少による心の健康が心配されることから、ひとり暮らしの高齢の方へ安否確認をかねて地元産品などの応援パックをお届けします。

対象 令和2年8月末現在で、市内在住の75歳以上のひとり暮らしの高齢者(住民基本台帳上でひとり世帯の方)

ご注意ください!

「高齢者応援パック」の送付にあたり、安否確認などの簡単な質問はありますが、金融機関などの個人情報を知ることには絶対にありません。

※申請は不要です。順次お送りします

問 長寿社会課長寿支援係 ☎364-1204

文化
芸術

活動の場が制限された文化芸術活動に 市独自で補助金を交付し、地域に元気を取り戻します

対象事業 ①～④すべての要件を満たす芸術活動

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が十分に講じられていること。
- ②市内で実施される事業であること
- ③広く市民に周知され、市民などの鑑賞または参加の機会などが提供されること。
- ④市民などに対する文化芸術振興への貢献性が高い事業であること。

対象者

- ①市内に住所を有する個人または活動拠点を有する団体で直近3カ年度に文化芸術活動の実績があること
- ②市外に住所を有する個人または活動拠点を有する団体で直近3カ年度に市内で文化芸術活動の実績があること

対象期間 令和2年9月1日～令和3年3月31日

募集期間 令和2年8月12日～令和2年9月11日

そのほか 補助金の額など、詳しくは問い合わせください。

問 生涯学習課学習支援係 ☎362-2556

事業者

「塩竈市小規模事業者サポート補助金」に 新型コロナウイルス感染症特別枠を追加して募集します

「小規模事業者サポート補助金」は、小規模事業者の販路開拓や、それに伴う業務効率化に取り組む経費の一部を支援する制度です。販路開拓などとあわせて行う新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取り組みについて、支援内容を拡充します。

対象 市内に主たる事業所がある小規模事業者で
市税などの滞納がない事業者

応募方法 9月30日(水)(土日祝を除く)までに、必要書類を商工港湾課まで提出

対象経費

一般枠(補助率1/2)：

販路開拓経費とそれに伴う業務効率化の経費

コロナ特別枠(補助率3/4)：

販路開拓とあわせて行うコロナ禍に対応した新たなビジネスモデルなどに係る経費

問 商工港湾課商工係 ☎364-1124

事業者

国の「家賃支援給付金」給付対象者に 市独自の支援金を上乗せして支給

対象 国の「家賃支援給付金」の給付対象事業者
(市内にある事業所などの賃料支払い分)

申請方法 市ホームページまたは公共設備え付けの申請書を郵送にて提出

支給額 賃料月額6分の1の6カ月相当分(1事業者あたり上限10万円)

申請期限 令和3年3月15日まで

問 商工港湾課商工係 ☎364-1124

事業者

しおがま事業継続支援金を受給した事業者に 追加で10万円を支給します

対象 しおがま事業継続支援金の支給決定を受けた事業者

振込予定 9月下旬にしおがま事業継続支援金の受給口座に振り込みます。

手続 不要です。9月上旬に対象事業者へ通知します。ただし、受給を辞退する場合は届け出が必要です。

問 商工港湾課商工係 ☎364-1124

新型コロナウイルスに感染したかも…？まずは電話で相談を！

発熱などのかぜ症状がある場合は、仕事や学校を休み、外出は控え、まずは電話で相談してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。

相談する目安

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方(※)で、発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状がある場合
(※)高齢者、基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- 上記以外の方で、発熱やせきなど比較的軽いかぜ症状が続く場合
症状が4日以上続く、強い症状だと感じる、解熱剤などを飲み続けなくてはならない場合などは、必ず相談ください。

宮城県健康相談窓口

24時間受付 ☎022-211-3883 ☎022-211-2882

聴覚や言語に障がいのある方専用 FAX:022-211-3192/E-mail:sodan-corona@pref.miyagi.lg.jp